

『倒産・解雇などによる離職』や
『雇い止めなどによる離職』をされた方へ

～平成22年4月から国民健康保険税が軽減されます～

対象者は？

離職の翌日から翌年度末までの期間において、次の失業等給付を受ける方です。

(1)雇用保険の特定受給資格者(例:倒産、解雇などによる離職者)

【雇用保険受給資格者証の離職理由が11、12、21、22、31、32の方】

(2)雇用保険の特定理由離職者(例:雇い止めなどによる離職者)

【雇用保険受給資格者証の離職理由が23、33、34の方】

高齢受給資格者及び特例受給資格者の方は対象となりません。

軽減額は？

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。
軽減は、前年の給与所得をその30/100とみなして行います。
具体的な軽減額などは、下記までお問い合わせください。

軽減期間は？

離職の翌日から翌年度末までの期間です。

雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

国民健康保険に加入中、途中で就職しても引き続き対象となりますが、
会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

制度が始まる前の失業は対象外ですか？

制度が始まる1年以内(平成21年3月31日以降)に離職された方は、
平成22年度に限り国民健康保険税が軽減されます。

ただし、平成21年度の保険税は対象となりませんのでご了承ください。

軽減を受けるには申請が必要です。

< 申請に必要なもの >

- ・ 印鑑
- ・ 雇用保険受給資格者証 (公共職業安定所にて交付を受けてください。)

この軽減措置の他に、町条例にて非自発的失業者に対する減免を行っています。
今回の軽減に該当されない方でも、減免される場合がありますので、ご相談ください。

川南町役場 税務課 賦課係
【電話：0983-27-8003】